

# 令和6年度



## 労働安全衛生法に基づく各種免許試験案内 愛媛学生出張特別試験

公益財団法人 安全衛生技術試験協会  
中国四国安全衛生技術センター  
〒721-0955 広島県福山市新涯町2-29-36  
TEL 084-954-4661 (代表) FAX 084-954-4804  
<https://www.chushi.exam.or.jp/>

令和6年度の二級ボイラー技士免許試験を次のとおり実施します。

### 1 試験日時・試験会場・受付期間・提出先

試験日時	試験会場	受付期間	提出先
7月30日(火) 12:30~15:30	松山市総合コミュニティセンター コミュニティプラザ・3階 大会議室 松山市湊町7-5	郵送又は窓口 注②、③ 5月13日(月) ? 6月17日(月) <b>必着</b>	(一社)日本ボイラ協会 愛媛支部 〒790-0012 松山市湊町8-111-1 愛建ビル4階 TEL 089-947-0384

注① 試験前に説明がありますので、試験開始時刻の20分前までに着席してください。

② 窓口直接持参する場合の受付時間は、10:00~12:00、13:00~16:00です。

③ 郵送の場合は、簡易書留で郵送してください。なお、受付期間後に到着した受験申請書は、受付できません。

**試験当日の問合わせ先 中国四国安全衛生技術センター TEL 084-954-4661**

### 2 受験申請に必要な書類等

(1) 本人確認証明書の添付が必要です。次のうち、いずれか1つを添付してください。

- ・学生証(住所が記載されているものに限る。)のコピー
- ・住民票の原本(個人番号(マイナンバー)の記載されていないもの)
- ・健康保険被保険者証のコピー(表・裏)
- ・自動車運転免許証のコピー(表・裏)

(2) 写真は、受験申請書の写真票(表・裏)に記載された注意事項に留意し、適切なものを貼付してください。

### 3 試験手数料と払込方法

(1) 試験手数料

学科試験	<b>8,800円</b> (非課税)	労働安全衛生法関係手数料令：令和6年4月1日(現在)
------	---------------------	----------------------------

(2) 払込方法

郵便振替 銀行振込	「免許試験受験申請書とその作り方」(冊子)に綴込みの5連式の払込用紙を用いて郵便局又は銀行で払い込んでください。
--------------	----------------------------------------------------------

- ① 指定の払込用紙以外で試験手数料の払込みはできません。また、振込手数料は申請者負担です。
- ② 「振替払込請求書兼受領証」は領収書に代わるものです。大切に保管してください。
- ③ 受験申請書には、「振替払込受付証明書(お客さま用)」を貼付してください。

## 4 受験票発送日・結果発表日

受験票発送日	結果発表日
7月 18日 (木)	8月 6日 (火)

- (1) 受験票の記載（氏名、生年月日、住所）に誤りがある場合や受験票が届かない場合は、試験日の2日前までに中国四国安全衛生技術センターに連絡してください。
- (2) 受験票発送日とは、中国四国安全衛生技術センターが受験票（はがき）を発送し、申請者のご住所（受験申請書住所欄）に発送する日です。ただし、発送日は早まることがあります。
- (3) 受験票が発行された後は、「試験日」、「試験地の変更」、「試験手数料の返還」はできません。

## 5 結果の発表方法

- 1 合格のはがきを結果発表日に郵送します。
- 2 合格者の受験番号をホームページに9:30までに掲載します。

- (1) 合格の場合は「免許試験合格通知書」、それ以外の場合は「免許試験結果通知書」を受験申請書住所欄に記載された住所に郵送します。
- (2) 合格者のホームページ上での掲載期間は、原則として7日間です。  
なお、一部のスマートフォンなどでは表示されない場合があります。
- (3) **合格等（受験番号を含む。）の電話等による照会には、一切お答えできません。**
- (4) 結果発表日から10日以上経過しても「合格通知書」又は「試験結果通知書」が届かない場合は、必ず、受験されたご本人が中国四国安全衛生技術センターへ連絡をしてください。

## 6 合格基準（学科試験）

試験に合格するには、科目ごとの得点が40%以上で、かつ、その合計が60%以上必要です。

## 7 その他

- (1) 台風等による公共交通機関の不通等のため受験できなかった場合には、試験当日の午後4時までに中国四国安全衛生技術センター TEL 084-954-4661に必ず連絡してください。
- (2) 関数電卓は試験で使用できません。また、試験会場での電卓の貸与・交換は行いません。
- (3) 「合格通知書」を受け取った場合には、満18歳になってから東京労働局免許証発行センターに免許の申請手続きを行うことができます。その際、二級ボイラー技士の免許申請には「合格通知書」のほかに、**ボイラー実技講習修了証**又は実務経験等を証明する書類の添付が必要です。